

新たな「札幌市教育振興基本計画」検討会議 設置要領

(平成 25 年 1 月 23 日教育長決裁)

(名称)

第 1 条 本会議の名称を「新たな『札幌市教育振興基本計画』検討会議」(以下「検討会議」という。)とする。

(設置目的)

第 2 条 新たな「札幌市教育振興基本計画」の策定に向け、本市が取り組むべき諸課題について有識者、市民等の参加を得ながら検討していくため、計画案についての意見交換、助言を行う場として検討会議を開催する。

(委員構成)

第 3 条 検討会議は、別表「新たな『札幌市教育振興基本計画』検討会議委員名簿」の委員で構成する。

(設置期間)

第 4 条 第 1 回会議開催日から新たな「札幌市教育振興基本計画」の公表までを設置期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会議には会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は検討会議の議長として会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第 6 条 検討会議の事務局は、生涯学習部総務課企画調整担当が行い、生涯学習部長を事務局長とする。

(会議)

第 7 条 検討会議は、必要に応じ生涯学習部長が開催を決定する。

2 検討会議は公開とする。ただし、会長が会議に付し、他の委員の半数以上の了承を得た場合は、非公開とすることができる。

(謝礼)

第 8 条 委員に対して、検討会議 1 回の出席につき謝礼として 12,500 円を支給する。ただし、札幌市職員は無報酬とする。

(運営事項)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、生涯学習部長が決定する。